

空き家の家財道具の処分経費を補助します

(空き家バンク活用促進事業補助金)



■補助対象者

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家登録者であって
補助金の交付を受けた日から引き続き 2 年以上空き家バン
クに登録する意思のある方
(市税を滞納している方を除く。)

■対象経費

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事
業主に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費
(申請日の属する年度内に完了(代金の支払を含む。)する
ものに限る。)

■補助率及び上限額

対象経費の 3 分の 2 以内で上限 5 万円

■その他

- 補助申請は申請者 1 人当たり 1 回及び 1 物件当たり 1 回
となります。
- 申請書は浜田市ホームページからダウンロードできます。
- 予算の上限に達した場合は、申請できません。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
浜田市 定住関係人口推進課 移住定住係
TEL : 0855-25-9511 (直通)



浜田市ホームページ

[浜田市 空き家 家財道具処分](#)

又は右の二次元コードを



お読み取りください。

手続きの流れ

※申請は着手の10日前まで

交付申請書の提出

【添付書類】

- 見積書の写し
- 家財処分前の写真



審査



交付決定通知



着手



完了



実績報告書の提出

【添付書類】

- 領収書の写し
- 家財処分後の写真



審査



補助金額の確定通知 補助金の支払

空き家の改修経費を補助します

(空き家バンク登録物件改修事業補助金)

■補助対象者

空き家バンクに登録して売買又は賃貸借契約を締結した一戸建ての空き家所有者等又は賃借人

※空き家バンク利用希望申込書の提出（見学の際に提出）が必須
 ※賃貸借の場合、補助金の交付を受けた日から引き続き 5 年以上、当該空き家を空き家バンクに登録する意思のある方又は当該空き家に居住する意思のある方
 （市税を滞納している方を除く。）

■補助要件

- (1)申請日が契約締結日から起算して 6 か月を経過していないこと。
- (2)施工業者による改修工事であること。
- (3)申請日の属する年度内に改修工事（工事代金の支払を含む。）が完了すること。

■対象経費

内装、屋根のふき替え、外壁、水廻り工事等

※外構工事、家電製品の購入、浄化槽設置等は対象となりません。

■補助率及び上限額

対象経費の 3 分の 2 以内で上限 30 万円

※売買契約を締結し、居住する U・I ターン者又は 40 歳未満
 上限 50 万円

※売買契約を締結し、居住する U・I ターン者かつ 40 歳未満
 上限 100 万円

「U・I ターン者」

現に浜田市に住所のない方で市外に 5 年以上住所を有している方又は浜田市に転入されて 3 年以内(※)でそれまでの間、市外に 5 年以上住所を有していた方 ※本事業における U・I ターン者の定義

■その他

- ・申請は、1 人当たり 1 回及び 1 物件当たり 1 回となります。
- ・契約の相手方が 3 親等内の場合は補助の対象となりません。
- ・申請書は浜田市ホームページからダウンロードできます。
- ・予算の上限に達した場合は、申請できません。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
 浜田市 定住関係人口推進課 移住定住係
 TEL : 0855-25-9511 (直通)

浜田市ホームページ

浜田市 空き家バンク 改修
 又は右の二次元コード
 をお読み取りください。


手続きの流れ

入居希望者

所有者

利用希望申込書
の提出

見 学

契約の締結

交付申請書の提出

【添付書類】※申請は着工の 10 日前まで
 ①事業計画書 ②平面図等 ③施工箇所の写真
 ④見積書の写し ⑤賃貸又は売買契約書の写し
 ※賃借人が改修する場合のみ承諾書の写しが必要

審 査

交付決定通知

着 工

完 了

実績報告書の提出

【添付書類】※工事完了後 2 週間以内
 ①領収書及び内訳書の写し
 ②施工箇所の写真（工事実施後）

審 査

補助金額の確定通知
補助金の支払い

○浜田市特定空家等除却促進事業の概要

■目的

適切な管理が行われず、周囲に対して危険性の高い特定空家等の除却工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を補助することにより、危険な状態を解消するための支援を行う。

■事業概要

1. 補助対象となる特定空家等の要件

【建物】

- ・居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- ・倒壊のおそれがあり、周囲に対して著しく危険性があるもの
- ・木造又は鉄骨造で、不良度の測定基準による評点の合計が 100 点以上であるもの

【工作物】

- ・補助の対象となる特定空家等に附属するもので、周囲に対して防災上著しく危険性があると認められるもの

2. 補助対象者

特定空家等に係る建物の所有者若しくはその相続人又はこれらの者から同意を得た者とする。

3. 補助対象工事

該当する特定空家等に係る建物を全部除却するものとする。

4. 補助金額

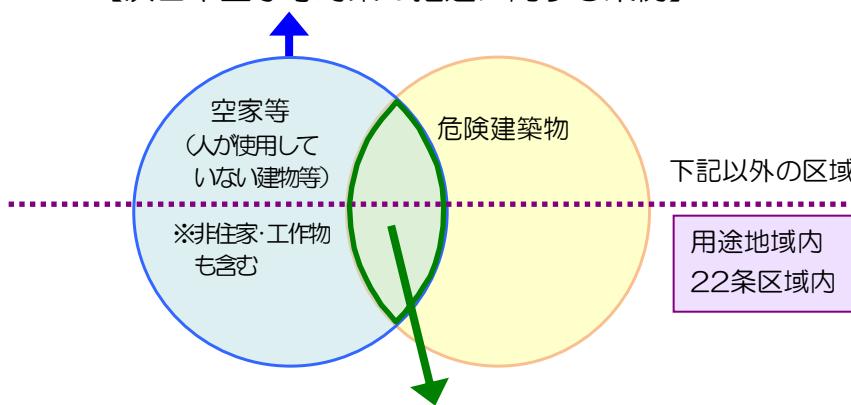
特定空家等に係る建物及び工作物の除却工事費に約 10 分の 4 を乗じて得た額で、50 万円を限度とする。

5. 認定申請

補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請前に認定申請書を市長に提出して、事業の適否を確認しなければならない。

■条例・事業の適用イメージ

【浜田市空家等対策の推進に関する条例】



下記以外の区域
用途地域内
22条区域内



- ・民間施工で市が補助金を交付する
- ・建物は不良度の判定あり